

鳥取県告示第427号

美容師法（昭和32年法律第163号）第12条の3第2項の規定による管理美容師資格認定講習会を指定したので、次のとおり告示する。

平成24年6月12日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 講習会を行う者の名称及び住所
財団法人理容師美容師試験研修センター
東京都江東区有明三丁目7-26

2 講習日程及び講習場所

講 習 日 程		講 習 場 所
第1日	平成24年10月22日	倉吉市山根529-2 鳥取県立倉吉体育文化会館
第2日	平成24年10月29日	〃
第3日	平成24年11月5日	〃

3 受講資格

平成24年9月3日までに美容師としての業務経験が3年以上ある者であること。

4 申込手続

(1) 申込書の配布

平成24年6月11日（月）から同年8月3日（金）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）に(3)の場所に申出のあった者に対し、申込書を配布する。

なお、受講を希望する者が定員を上回った場合は、抽選により申込書を配布する者を決定する。

(2) 申込書の配布及び受付の期間

平成24年8月13日（月）から同年9月3日（月）まで（日曜日及び土曜日を除く。）

(3) 提出先及び問合せ先

財団法人理容師美容師試験研修センター中国ブロック事務所
広島県広島市中区紙屋町一丁目2-27
電話 082-236-1150

(4) 受講手数料

18,000円